

チーム学校の組織化から見るスクールソーシャルワーカーの役割

The Role of School Social Worker toward Organization of “Team School”

高橋 眞琴, 石黒 慶太

TAKAHASHI Makoto and ISHIGURO Keita

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第33号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.33, Feb., 2019

チーム学校の組織化から見るスクールソーシャルワーカーの役割

The Role of School Social Worker toward Organization of “Team School”

高橋 眞琴*, 石黒 慶太**

*〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地 鳴門教育大学特別支援教育専修

**〒590-0525 泉南市馬場3丁目1566 大阪府立砂川厚生福祉センター

TAKAHASHI Makoto* and ISHIGURO Keita**

* Department of Special Needs Education, Naruto University of Education

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

** Osaka Prefecture Sunagawa Health Welfare Center

3-1566, Baba Sennan-shi, 590-0525, Japan

抄録：学校の複雑化・困難化した課題に向き合うため、多様な専門性をもつ人材がチームとして学校で組織化されることが重要であるといわれる。本研究においては、スクールソーシャルワーカーの専門性に関連する先行研究について概観した上で、筆者らが今年度本学において開催したスクールソーシャルワーク研究会で教育関係者から出た質問を整理することで、今後、スクールソーシャルワーカーが学校現場に定着するための必要な要件について考察することを目的とした。教育関係者からは、スクールソーシャルワーカーの職務内容や学校教員との連携に関して、質問が多く寄せられた。今後、スクールソーシャルワーカーが学校現場に定着するためには、まず、「チーム学校」の中でのスクールソーシャルワーカーの学校教育での役割について、教育関係者の理解を得ることが必要であることが示唆された。

キーワード：スクールソーシャルワーカー, 「チーム学校」, 多職種連携

Abstract : It is important for various experts to be organized at school as a team in response to the problems becoming complicated and diversified. In this research, we overviewed previous researches related to the expertise of school social workers is outlined, and we analyzed questions from educators at the School Social Work Seminar held this year in our university. Educators asked many questions about the job content of school social workers and cooperation with school teachers. In the future, in order for school social workers to become established in the school field, it is necessary to obtain understanding the role of school social worker in school education in "team school".

Keywords : School Social Worker, “Team School”, Multi-occupation collaboration

I. 問題と目的

今日、学校教育現場において、教員が学習指導以外の児童・生徒や保護者への対応で本来の勤務時間以外の時間帯でも尽力している状況がある。以前は、教員は、学校という教育現場において児童・生徒に学習指導を行い、生活上の指導については、懇談や家庭訪問を行うことなどで、保護者の協力を依頼するといった一連の流れがあった。教職は、「聖職」とも呼ばれ、保護者は、教員を尊敬していた。しかし、現代は、学校、特に公立学校の教育に対して、様々な考え方の保護者が存在する中で、従前の教員と児童・生徒、そして保護者の関係性は大きく変わっている。加えて、虐待や貧困、家庭内暴力といった家庭背景を持つ子どもたちや発達障害やグレーゾーン

といった教育活動上、一定の配慮を要するであろう子どもたちも増加傾向にある（高橋・石黒、2016）中で、学校現場は、疲弊し、学習指導以外の問題を解決することが困難となってきている。

水野（2014, p.89）は、「グローバルな規模で格差が拡大していると言われている。不安定な非正規雇用の拡大に伴う中産階級の没落、子どもや女性の貧困問題など、身近になった貧困問題は、国内の経済や再分配の問題の帰結ばかりでなく、グローバル経済に伴う格差の再配置の帰結だともされる。」と述べ、石黒・高橋・津田（2016, p.109）は、「貧困問題や社会的排除の問題が複雑化している今日、市場原理で対応できる社会福祉問題は、ますます表面的で限定的なものになってきているのではないか。」と述べている。

昔は珍しかった一人親家庭も今では全く珍しいものではなく、父親参観日を設けていない学校も多い。家庭訪問に関しても、保護者が自宅に来てほしくないという要望があれば教員は自宅に訪問せず、代わりに保護者が学校に来て話をするというケースも存在する。保護者と家庭が連絡を取ることが可能であれば、学校組織としてどのように対応、配慮すべきかを検討することが可能であり、教員にとってもそれほど負担にはならないだろう。

しかし、現代社会においては、インターネットを介した人間関係の変化に伴う児童・生徒の行動範囲の広域化、SNSを使用した表面化しないイジメ、虐待や貧困、児童・生徒だけでなく保護者にも障がいがある家庭も少なく、地域の学校の教員だけでは対応することが困難となっている。頻繁にメディアでも取り上げられている虐待であれば、学校はどうして虐待に気づかなかったのかと世間から非難を受けてしまう。

玉井（2013, p.22）は、世間の学校への児童虐待の対応の期待について、以下のように述べている。

「社会的な虐待対応システムの中に学校を組織として位置づけようとする方向性は、2004年（平成16年）10月1日付けで施行された改正児童虐待防止法（通称。以下、防止法と略記）においても明瞭に示された。この法律は子ども虐待への対応についての骨組みとなっているものであり、改訂は、2000年（平成12年）の施行時に既に予定されていた見直しである。そのなかで教育行政や学校に対する役割規定が一段と明瞭にされたということは、虐待対応に際しての学校での機能に対する社会的な期待の現れということもできる。」

学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議（平成18年）の「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」においては、第3章で「スクールソーシャルワーカーの活用」について、以下のように述べている。

「被虐待児童生徒たちは、力による抑圧に対する防衛反応として、ストレスを内向させさまざまな形となって現れる心身症や、リストカットなどの自虐行為を示す者もいる。また逆に、怒りを外に発散させる形をとり暴力行為やいじめなどの攻撃的な行為に転嫁することもある。

場合によっては、ストレスを回避するための方法として、不登校やひきこもりという状態を選択するということもありうる。そうした複雑な態様を念頭に置くと、断片的な関与では明らかに限界があるといえる。問題に対して特定の領域や対象に限ることなく、包括的な活動スタイルを有するスクールソーシャルワークが、欧米を中

心として世界各国で取り入れられていることには、それなりの根拠がある。

学校教育とソーシャルワークは、管轄省庁が異なるため、スクールソーシャルワークが論議のテーマになりにくいという側面があったが、近年、省庁間の協働関係も活発に行われ、従前、指摘されていた縦割り行政の壁による導入の阻害条件は解消されつつあるといえる。」（前掲報告書, p.78）

従って、今後は、日本の学校教育現場における専門職として、スクールソーシャルワーカーは児童虐待防止において非常に重要な役割であることが位置づけられており、今後は、学校現場での機能が期待されているといえる。

しかしながら、現状の学校現場において、スクールソーシャルワーカーは学校における認知度の面からも、即時性をもった機能する専門職であるとは言い難い。

本研究においては、スクールソーシャルワーカーの専門性に関連する先行研究について概観した上で、筆者らが今年度本学において、萌芽的に開催した「多様な子どもたちを包摂するスクールソーシャルワーカーのあり方に関する研究会」での教育関係者から出た質問を整理することで、今後、スクールソーシャルワーカーが学校現場に定着するための必要な要件について考察することを目的とする。

II. スクールソーシャルワークの変遷とチーム学校

1. スクールソーシャルワークの発祥

スクールソーシャルワーカーの発祥は米国であり、米国では2万人以上のスクールソーシャルワーカーが活躍しており、100年以上の歴史がある。現在とは大きく異なり、中（2007, p.29）は、「1800年代の米国においては、裕福な家庭で生活している子ども、貧困な家庭で生活しているために工場等で働くことを余儀なくされる子ども、両親を亡くして街で徘徊している子どもなどさまざまな家庭環境に置かれた子どもが存在した。」と述べている。子どもの貧富の差が二分化され、貧しい家庭の子どもは学校に通うことなく、安い賃金の下で仕事をしており、子どもの教育受給権の剥奪を受け、各州においては、子どもの勤労を抑制する法律を制定していった（中, 2007, p.31）のである。

これらの法律は、1852年のマサチューセッツ州での義務教育法の制定、1872年のコネチカット州、1874年にはニューヨーク州での義務教育法の制定（中, 2007, pp.33 - 40.）に見ることができる。しかし「子どもに働いてほしいと考えている大人により、労働許可証や貧困認可証があれば働くことができるという例外的規定が設けられたため、義務教育法の効力は十分に発揮されな

かった」(中, 2007, pp.45 - 46.)といわれる。

19世紀半ば以降の米国の様子について、中(2007, p.53)は、「移民が増大したため、多様な問題が生じたが、これらの問題を解決するための1つとして『貧困』という問題に関心をもったセツルメント運動が生じた。セツルメントハウスのセツラーたちは、社会改良という信念をもって活動していた。セツラーたちは、活動するなかで子どもの不就学問題についても支援を行っていった。言い換えれば、セツラーたちが、子どもの学習権を保障するために学校と家庭と地域を結び付けて支援する、ソーシャルワーカー導入の必要性を説きはじめたということである。」と述べている。続けて中(2007, p.54)は「セツルメントハウスのセツラーたちは、子どものためにクラブ活動やレクリエーションを行うことにより、子どもの不就学問題に関わっていった。彼らは、社会改良を進めて行こうと、生活基盤を整えていこうと試みたのである。これらの取り組みはスクールソーシャルワークの前身である。このような活動がなされるなかで、学校ソーシャルワークの前身である訪問教師活動が導入されることになった。」と説明している。セツルメントハウスのソーシャルワーカーは、教育が子どもの今後の生活と密接な関わりを維持するにあたって、教員をはじめとする教育関係者がソーシャルワークにも関心をもつことが必要であると考えたのである。従って、スクールソーシャルワークを発展させた契機は、教育関係者ではなく、セツルメントのソーシャルワーカーであった。教育が子どもたちの生活と密接な関係があるため、訪問教師と呼ばれるスクールソーシャルワーカーが登場した。当時は、「訪問教師」と呼ばれたスクールソーシャルワーカーは、このような流れを受けて発展してきた(中, 2001, p.372)。

世界恐慌では、米国経済も一時は、不況となったが、1939年の第二次世界大戦以降、米国経済は安定した(中, 2007, p.189)。1940年代には、前述の「訪問教師」については、非行対策に基づくコモンウェルス基金による支援を受けていたが、就学ケースワークに限定した活動だったため、初期の役割(子どもおよびその家族と学校・地域の諸資源の調整役、それら資源の連携役)から、臨床的ケースワークへと移行していった(中, 2007, p.193)。

中(2007, p.195)は、当時の、「訪問教師」とスクールソーシャルワーカーの関係について、「訪問教師は、1930年代以降からソーシャルワーク教育を専門的に受けることを望まれるようになり、このようなケースワークの動きに影響を受けるようになった。この状況のなかで、米国訪問教師協会は、自身の仕事を他者に明示するため、また、専門性を高めるため、米国学校ソーシャルワーカー協会という名称に変更していくようになった。その後、訪問教師は、一般的に学校ソーシャルワーカーという名称で知られることになるのである。」と述べて

いる。

1970年代後半における米国でのスクールソーシャルワークは、隆盛期と呼ばれたが、1975年には、米国で障害者教育法が制定されたことを受け、スクールソーシャルワーカーの教育への貢献が期待されるようになってきた(厨子, 2011, pp.99 - 100)。

「ソーシャルワーク分野に導入されたシステム理論やエコロジカルな視点の影響を大きく受け、子どもの置かれている状況に介入していくことに焦点があてられた。そこでは、学校、コミュニティ、そして子どもの複雑な関係に目を向けていくことを中心として、学校の制度のあり方を変えていくこと」(厨子, 2011, p.100)にも注目されてきた。

さらに、1980年代以降は、米国においても「学力低下や子どもの複雑な問題に対して、学校が家庭、他機関そしてコミュニティを視野に入れて援助を行うという視点が出てきた」(厨子, 2011, p.100)ため、スクールソーシャルワーカーの役割も変容していったといわれる。

また、高橋・田中(2016)での調査でみるように、米国カリフォルニア州においては、障がいのある子どもの最少制約環境も踏まえて、前述の「訪問教師」の流れを受けてか、理学療法士や音楽療法士も含めた形で、ホームビジティングやリージョナルセンターの活用も行われており、コミュニティを基盤としたアプローチが行われている。

2. スクールソーシャルワークの国内での動向

国内では、スクールソーシャルワーカーは法律等において明記されることはなかったが、中央教育審議会(2017)の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案(概要)」において、スクールソーシャルワーカーが初めて明記されたが、国内でのスクールソーシャルワークに関連する事象については、研究者によっていくつかの言及がみられる。

山下(2009, p.9)は、「1990年代初頭までは一般的には登校拒否と称されてきた不登校は、それまでは本人に起因する病理と見なされたり、家庭における子育て、とくに母親からの分離不安と見なされてきて、不登校の子どもたちは医療的な介入や、民間の矯正施設などに隔離収容されることが多かった。そういった状況に対して、当事者の親たちの自助的なグループである各地の親の会など、市民サイドから登校拒否を治療、隔離の対象とするとならえ方に抗議する声上がり活発な行動が展開されてきた。そして、抗議の声は文部省(現文部科学省)の方針を再検討させるまでの影響力を及ぼした。」と述べている。つまり文部省は、不登校は学校での環境要因によっては、子ども誰にでも起こりうるものとの見解を打ち出し、居場所の必要性も示した。「子どもたちが受ける精神

的な圧力は弱まり、不登校を特別視するような社会的な偏見も解消される兆しも感じられたもの」(山下, 2009, pp.9-10.)であった。

文部省(1992)の「登校拒否(不登校)問題について」では、不登校数は増加をしており、学校復帰への対応を示している。小玉他(2018)は、「1都1道7県^{注2}の小中学校および高校の不登校児童・生徒を対象に、経済学的分析の手法でシュミレーション分析を試みた。結果、不登校・生徒の非就学・非就労者の経済損失額は59億6208万円であることを明らかとなった。また、SSW(スクールソーシャルワーカー:筆者挿入)が不登校問題に介入をし、児童・生徒の不登校を解消することで得られる経済効果は、25億3359万円であることがわかった」と述べている。今日、少子高齢化に伴い、就労での人材不足が懸念される中で、スクールソーシャルワーカーの活用を考えた研究であるといえる。2000年以降は、いじめが社会問題になり、文部科学省(2006a)の「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」では、加害者側への出席停止についてや、文部科学省(2006b)の「いじめ問題への緊急提言—教育関係者、国民に向けて—」での保護者への協力依頼が言及されている。

これらの状況下において、子どもたちが豊かな学校生活を送るにあたり、「スクールソーシャルワーカー」といった立場の職種が着目されるようになった。「全国の地方公共団体ではいじめ対策推進に関する計画と共に、いじめ対策を含めた専門職の採用を活発化させている。その一環として、スクールソーシャルワーカーの増員が図られている」(牧野, 2016, p.94)といわれる。

3. チーム学校とスクールソーシャルワーカーとの関連

中央教育審議会(2015)で出された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」では、「子どもを取り巻く状況の変化や学校の複雑化・困難化した課題に向き合うため、配置されている教職員に加え、多様な専門性を持つ人材(「専門スタッフ」)が学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を効果的に高めていくことが不可欠である」としているが、特に『教員以外の専門スタッフの参画』の中で、スクールソーシャルワーカーについて、「国は、スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する」「教育委員会は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有していない者をスクールソーシャルワーカーとして配置する際には、福祉の専門性を高めるような研修を実施する」(中央教育審議会, 2015)といった言及がある。

すなわち、学校現場においても、子どもたちへの福祉的アプローチが求められており、学校教員以外の社会福

祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有している外部人材の参画を求めていることとなる。これまで、教育関係者が教科指導以外の生活指導面で担っていた教育と福祉の谷間で生じていた問題を外部人材の参画を踏まえて解決していくことが示唆されている。

今村ら(2017)は、「スクールソーシャルワーカーと言えば、『連携』『協働』『チーム』『つなぎ』といったキーワードが先立って出てくるが、学校という現場でより機能しやすい専門性は、子供たちの「状況分析」であろうと考えている。」と述べ、近年、問題になっている児童虐待の一つであるネグレクトにおいても奥村(2018, p.184)が、小学校教員を対象としたアンケート調査を実施し、その結果から「ネグレクト児童の支援において多くの教員は当該児童の心理的な側面への働きかけもさることながら、生活環境の整備など福祉的な側面への働きかけが重要だと認識していることがわかる。」と述べている。

今後、複雑化していくであろう子どもの家庭環境や生活環境を勘案すると、スクールソーシャルワーカーの学校配置や条件整備を進めていく必要がある。そこで、以下では、筆者らが萌芽的に開催したスクールソーシャルワークに係る研修会でスクールソーシャルワーク配置に係る条件整備に向けて、現状、どのような意識やニーズが教育関係者にあるのかを検討していくこととする。

III スクールソーシャルワーク研修会での教育関係者による質問内容より

1. スクールソーシャルワーク研修会の概要

このようなスクールソーシャルワーカーの学校現場での配置を視野に入れ、2018年8月に筆者らが参画したスクールソーシャルワーク研修会での教育関係者による質問内容を取り上げる。研修会の全体テーマは、「多様な子どもたちを包摂するスクールソーシャルワークのあり方について」であり、本学内で実施した。

研修会参加者は、現職教員、学生(学部・大学院)、大学研究者などの教育関係者計40名(スタッフ8名含む)であった。研修会の形式であるが、社会福祉士・精神福祉士資格を有し、スクールソーシャルワーク経験のある講師2名がそれぞれ1時間の講演を行った。テーマは、「児童虐待における多職種連携—スクールソーシャルワークの視点を用いて—」(第2著者による)と「スクールソーシャルワークにおける発達障害等の支援について」(徳島県スクールプロフェッサー)であった。

研修会参加者は、現職教員、学生(学部・大学院)、大学研究者などの教育関係者計40名(スタッフ8名含む)であった。研修会の形式であるが、社会福祉士・精神福祉士資格を有し、スクールソーシャルワーク経験のある

講師2名がそれぞれ1時間の講演を行った。テーマは、「児童虐待における多職種連携—スクールソーシャルワークの視点を用いて—」(第2著者による)と「スクールソーシャルワークにおける発達障害等の支援について」(徳島県スクールプロフェッサー)であった。

各講師の講演の後に、参加者が質問用紙の記入を行い、フロアの参加者を含んだ形のパネルディスカッションが約1時間行われた。まず、コーディネーター(第1著者)がスクールソーシャルワークの配置に係る動向や概念図について、示したのちに、フロアの参加者からのそれぞれの質問に各講師が回答する形をとった。寄せられた質問用紙は、計37枚であった。

尚、研修会に参加した教育関係者にも質問内容についての応答や分析を後日行い、その結果を還元していく予定であることを当該研修会時に伝達している。

2. 質問用紙の整理

教育関係者から寄せられた質問用紙37枚に記入された質問内容のみをテキスト化し、エクセルシートに集約した。1人から複数の質問がなされている場合は、1つの質問について、1つのセルに記入した。

3. 質問内容の分析方法

参加者の質問内容は、今後のスクールソーシャルワーカーの配置に向けて手がかりとなるものであり、今後の学校現場でのニーズを知る上でも重要なものである。

質問内容は、IBM SPSS Text Analytics for Surveysを用いて、分析を行った。このソフトウェアはテキストデータ(非構造化データ)を読み込み、分析語句を抽出し、語句の出現頻度の集計や語句同志のつながりの視覚化を行うものである。整理した質問用紙については、同意の語句などをまとめたうえで、語句の出現頻度に基づき、視覚化としてカテゴリwebを作成し、語句間の関連性について検討する。併せて、実際に各参加者から寄せられた実際の質問内容についても第1著者、第2著者で考察を加えることとした。

4. 作成されたカテゴリwebについて

作成されたカテゴリwebは、図の通りである。

5. スクールソーシャルワーク研修会参加者の質問内容に関する考察

1) カテゴリwebからの考察

まず、このカテゴリwebからは、「スクールソーシャルワーカー」との「連携」、「スクールソーシャルワーカー」

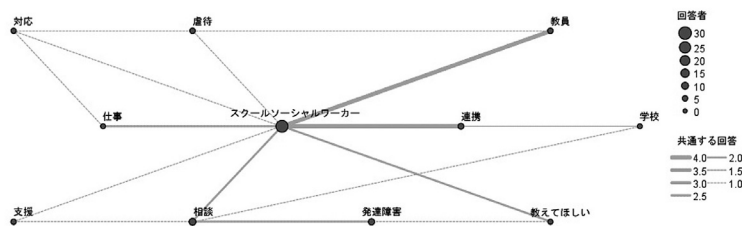


図 スクールソーシャルワーク研修会の参加者からの質問に記入された内容のカテゴリweb

*カテゴリ部分に示されている○の大きさが大きいほど回答した人数が多く、カテゴリ間を結ぶ線が太いほど、共通する回答が多いということが示されている。

と「教員」とのつながりが、参加者の回答から強く示されていることがわかる。「発達障害」や「虐待」などの社会的な課題ともつながりがあり、「社会的な課題解決に向けて、実際にスクールソーシャルワーカーとどのようにつながっていけばいいのか」という疑問が教育関係者にあることがみてとれる。

特に、宮野他(2018, p.100)が述べるように、「教育の専門職である教員や事務の専門職である事務職員の職務規定が『つかさどる』と定められているのに対して、SSWの職務規定が『従事する』と法解釈上は低位に留められている。このことは、互いの職をリスペクトしながら、それぞれの専門性を生かして協働する多職種連携の視点に立つと今後の課題であると言わざるを得ない」と述べられているように、教員とスクールソーシャルワーカーの雇用条件の違いについては、スクールソーシャルワーカーと教員が協働するにあたっての要件の一つになるであろう。スクールソーシャルワーカーの勤務形態については、教育関係者からの質問紙にも言及があった。

スクールソーシャルワーカーと教員が協働するにあたっては、小沼・山口(2015, pp.136-137)が「空白期間の情報の引き継ぎ」「情報共有の即興性」「援助要請に対する抵抗感の低さ」「学校生活(子どもの欠席状況、教職員の出張、学校行事)の把握」「スクールカウンセラーとの連携」「環境への働きかけと子どもの観察」「給食室との連携」「外部関係機関との連携における連絡・報告」「援助サービスの繋ぎ役」「保護者の状況に配慮した面接時間の設定」という要素が必要であることを導き出しているが、今後は、具体的な協働に関する項目を学校現場の状況に沿って、導き出すことも必要と考えられる。

2) 質問用紙からの考察

今回参加した教育関係者からの質問用紙の内容からは、既にスクールソーシャルワーカーについての理解がある上で、質問が投げかけられたというようなものではなかった。それ以前に、スクールソーシャルワーカー自体が何を校内において実施していく存在なのかがほとんど

知られていないことが示唆された。「(スクールソーシャルワーカーになるにあたって) 何の分野の勉強をしましたか」といったアンケートの質問にあったことから明らかである。

その他に、注目できるものとして、児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割についての質問が非常に多く、今回参加した教育関係者の児童虐待に対する関心の高さが感じられた。

質問用紙に記載されている質問は、教育関係者からの率直な質問であることを考えると、まず、スクールソーシャルワーカーの概念、職務内容、相談する際の学校での手続きなどを理解することが、今後の教員とスクールソーシャルワーカーの連携構築に繋がっていくものであると考えられる。

IV. 考察

本研究においては、筆者らが萌芽的に行った教育関係者向けのスクールソーシャルワーカー研究会での質問内容を整理することでスクールソーシャルワーカーが学校現場に定着するための必要な要件について考察することを目的とした。

今後、スクールソーシャルワーカーが学校現場に定着していくために必要な要件は、本研究からは、以下の内容が考えられる。

1. 児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いの明確化

本研究で取り上げた研究会での教育関係者からの質問では、スクールカウンセラーとの違いが理解できないという質問が存在した。また、児童虐待についての質問が多数存在したことを考えると、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いを明確に示すことは不可欠であると考えられる。スクールカウンセラーも児童虐待に対応している専門職であるため、どのように相互に連携していくかを検討する必要があるだろう。

金野・生島(2005, p.45)は、児童虐待におけるスクールカウンセラーに望む学校現場でのニーズについて、「個々のケースに異体的なアドバイスを求める声が多かったが、SC＝心理臨練的援助を行う者というイメージから、子どものカウンセリングや、親のカウンセリングを求める声が多かった。」と述べている。金野らの述べていることを換言すれば、個々は児童・生徒のことであり、児童・生徒一人ひとりの個別の事案に対して助言を求めたり、保護者の心理的安定の役割としての働きがあったりするということである。つまり、ここには、学校現場内において対応を進めていくというのが、スクールカウンセラーの役割となっている。

一方、高田ら(2015, pp.5-6.)は、スクールソーシャルワーカーの児童虐待における役割について、「虐待対応におけるSSWの意義は「人と環境と相互作用の視点」に基づいて支援を行うことである。この視点はSSWが支援を行う際の最も基本的な視点ではあり、虐待対応においては特に重要な視点と言える。」と述べている。つまり、スクールカウンセラーとは違い、悩みを抱えている児童・生徒や保護者に直接アプローチするというよりも、悩みを抱えている児童・生徒を取巻く環境に働きかけるところが、スクールソーシャルワーカーの大きな特徴と言えるだろう。また、奥村(2018)は、小中学校に対して、ネグレクトに関するアンケート調査を実施した。実施においては、校内の役職を「管理職」(校長、教頭)、「学級担任」、「その他」(管理職・学級担任以外のすべての役職)の3群に分けて調査しており、結果について、「ネグレクト児童の支援にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの両職種との連携の有効性について尋ねた結果、どちらの職種ともに該当すると回答した教員は三群とも高い割合が示された。特にスクールソーシャルワーカーについては、管理職とその他の教員において80%以上が該当すると回答している。一方で、スクールカウンセラーについては管理職で該当すると答えたのは57.5%であり、最も高くてもその他の68.5%であった。これらの回答結果から、ネグレクト児童の支援において多くの教員は当該児童の心理的な側面への働きかけもさることながら、生活環境の整備など福祉的な側面への働きかけが重要だと認識していることがわかる。」と述べている。この研究から、スクールソーシャルワーカーにおいては、児童虐待における有効性を示していくことが、学校現場にスクールソーシャルワーカーが定着していくための重要な要件の一つとなりうるだろう。

2. 学校現場でのスクールソーシャルワーカーの概念化

今回の教育関係者からの質問においては、スクールソーシャルワーカーは、「実際何をサポートしてくれるのか」といった記述が複数存在した。スクールカウンセラーとは違い、まだまだどのような専門職なのか認識されていないということである。

現在、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者が望ましいとされ、求められている。しかし、社会福祉士の受験資格が得られる教育系国立大学は、数校であり、発達障がいとも密接な関係がある精神保健福祉士についても、教育系国立大学法人ではほとんどない。チーム学校においては、スクールソーシャルワーカーの概念が示されているが、教育系大学におけるスクールソーシャルワーク領域についてのカリキュラムの構築も必要であろう。

鈴木(2014, p.152)は、「大学生にとっては大学教員

から教室で指導された内容をリアリティを持って受けとめることが出来るようになる。さらには、どうすればそういう指導ができるようになるかということを知りたいというように関心を持つようになる。」と述べている。

スクールカウンセラーについては、現在、大学において、心理系講義や演習が設置されていることが多いが、今後、教育系大学において、学生の頃から福祉について学ぶ機会を設けることも、スクールソーシャルワーカーの認識に大きく繋がり、学生も学校で展開されている福祉について、リアリティを感じる事ができ、関心をもつことができるようになるかと推察される。

特に、スクールソーシャルワークにおけるエコロジカルな視点は、概念化をするにあたって押さえておきたいところである。中田(2017, p.69)は、「ミクロレベルとは、親と子ども、教師と子ども、単独の場面であり、メゾとは、複数の場面などであり、マクロとは、子どもと直接相互作用するわけではないが、子どもに関わる人々に影響を与える領域である。たとえば、親が子供に経済的に困難を抱え、子どもを育てる余裕がなくなり虐待を引き起こしたりするケース」と具体例をあげながら説明しているが、課題解決に向けて、スクールソーシャルワーカーは、子どもたちが生活する環境に働きかけていくという視点を教育関係者は、持つておく必要がある。

スクールソーシャルワーカーは、学校場面での様々な問題に対応するソーシャルワーカーであり、児童虐待、不登校、いじめ等といった問題は、個人だけではなく、環境との相互作用によって生じる問題解決に資する専門職である。筆者らが学校教育現場で実践を行っていた際にも、生活保護、就学援助を要する子どもたちに対する行政との連絡調整、DV、虐待、不登校、家庭内の不和、児童・生徒の家出など児童相談所に相談すべき案件、司法との連携に関連する事例も数多く経験してきた。通常の学校教育課程における教科指導が終了した放課後から深夜、場合によっては、日付が変更されるまで連日、学年集団全員で待機するようなことも数か月続くことがあり、学校現場の疲弊、正規採用教員や学校管理職の休職なども目の当たりにしてきた。

今後、子どもたちが学校において生き生きと学び、学校と家庭が子どもの幸せという共通した思いをもって結びつくためには、スクールソーシャルワーカーの概念化、配置に係る要件などについて、筆者らは研究を行ってみたいと考えている。

注1) 当該研究会の実施にあたっては「鳴門教育大学 男女共同参画研究助成」を受けている

注2) 不登校児童・生徒解消数を公表しているのは、北海道、山形県、東京都、長野県、鳥取県、島根県、

広島県、福岡県、佐賀県であった。

備考) 本研究は、科研費 16K01870 の一環として行っている。

<引用・参考文献>

- 石黒慶太・高橋眞琴・津田英二(2016)「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ—当事者中心の視点はどのように守られるか—」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第10巻第1号, p.109.
- 今村浩司・下田学(2017)「チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割」『西南女学院大学紀要』Vol.21, p.101.
- 奥村賢一(2018)「ネグレクト児童の支援におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—小学校教員を対象としたアンケート調査から—」『福岡県立大学人間社会学部紀要』Vol.26, No.2, p.184.
- 金野愛・生島浩(2005)「スクールカウンセラーに求められる児童虐待問題への対応」『福島大学教育実践研究紀要(48)』, p.45.
- 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議(平成18年)の「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」.
- 小玉 幸助・大竹 伸治・森谷 就慶・若林 真衣子(2018)「スクールソーシャルワークに関する経済分析:不登校児童・生徒を対象とした経済学的分析:スクールソーシャルワーカーの必要性について」保健福祉学研究= Journal of health and social services 16, 1-8.
- 小沼 豊・山口 豊一(2015)「スクールソーシャルワーカーと教職員との効果的な協働について—スクールソーシャルワーカーの実践記録を通して—」『跡見学園女子大学文学部紀要』第50号, pp.125-139.
- 厨子 健一(2011)「アメリカにおけるスクールソーシャルワーク研究の展開と課題」『社会問題研究』60巻139号, pp.91-104.
- 鈴木隆司「教育現場経験者による大学の授業改革」『千葉大学教育学部研究紀要』第62巻, p.152.
- 高田豊司・佐伯文昭・八木修司(2015)「日本におけるスクールソーシャルワーカーの現状と今後—児童虐待の観点からの文献的展望—」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』18巻2号, pp.5-6.
- 高橋眞琴・石黒慶太(2016)「増加する児童虐待:ソーシャルワーカーの省察より」鳴門教育大学研究紀要第32巻, pp.237-247.
- 高橋眞琴・田中淳一(2016)「障害者差別解消法と学校教育:米国カリフォルニア州での特別教育を経験して」

- 鳴門教育大学学校教育研究紀要, 第31号, pp.33 - 39.
- 玉井邦夫 (2013) 「新版 学校現場で役立つ子ども虐待
対応の手引きー子どもと親への対応から専門機関との
連携までー」明石書店, p.22.
- 中央教育審議会 (2017) 「学校教育法施行規則の一部を
改正する省令案 (概要)」.
- 中典子 (2001) 「スクールソーシャルワーク発展の経緯
ー子どもの教育と労働をめぐってー」『佛教大學大學院
紀要』29, p.372.
- 中典子 (2007) 「アメリカにおける学校ソーシャルワー
クの成立過程」(株みらい, p.29. p.31. pp.33 - 40.
pp.45 - 46. p.53. p.54. p.189. p.193. p.195.
- 中田喜一 (2017) 「スクール (学校) ソーシャルワーカー
におけるマイクロ・メゾ・マクロレベルの活動に関する
現状と課題: スクールソーシャルワーカーの言説分析
からの一考察」『神戸医療福祉大学紀要』Vol.18(1),
pp.65 - 71.
- 牧野 晶哲 (2016) 「いじめ問題に対応するスクールソー
シャルワーカーの役割について: いじめ防止プログラ
ムの効果検証と対話マニュアルの作成」『研究年報』21
巻, pp.94 - 95.
- 水野和夫 (2014) 『資本主義の終焉と歴史の危機』集英
社新書, p.89.
- 宮野澄男・潮谷有二・奥村あすか・吉田麻衣 (2018)
「スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一
考察: 『チーム学校』における教員との連携・分担を多
職種連携の立場から」『純心人文研究』24号, pp.83 -
104.
- 文部科学省 (2006a) 「いじめの問題への取組の徹底につ
いて (通知)」.
- 文部科学省 (2006b) 「いじめ問題への緊急提言ー教育関
係者, 国民に向けてー」.
- 山下英三郎 (2003) 「スクールソーシャルワーカー学校
における新たな子ども支援システムー」学苑社.
- 山下英三郎 (2009) 「子どもたちの現状とスクールソー
シャルワーク」『スクールソーシャルワーク論ー歴史・
理論・実践ー』学苑社 pp.11 - 12.